

月次支援金 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響区分

X区分 対象措置※1の影響を受けた飲食店※2と反復継続した直接・間接の取引があることによる影響

X-1区分

- 申請者所在地:全国
- 事業区分:飲食店と直接取引のある事業者

対象飲食店と直接取引

申請者 → 取引減 → 飲食店

X-2区分

- 申請者所在地:対象措置実施都道府県内
- 事業区分:飲食店と間接取引のある事業者

対象飲食店と間接取引

※申請者の所在地は、対象措置実施都道府県内

申請者 → 取引減 → 問屋等 → 取引減 → 飲食店

X-3区分

- 申請者所在地:対象措置実施都道府県外
- 事業区分:飲食店と間接取引のある事業者

対象飲食店と間接取引

※申請者の所在地は、対象措置実施都道府県外

申請者 → 取引減 → 問屋等 → 取引減 → 飲食店

※1:緊急事態措置又はまん延防止等重点措置 ※2:「対象措置に伴い要請を受けて休業又は時短営業を実施している飲食店」及び「対象措置の影響に伴う外出自粛等の影響を受けた飲食店」

Y/Z区分 対象措置に伴う不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響

Y-1区分

- 申請者所在地:対象措置実施都道府県内
- 事業区分:主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行うBtoC事業者

対面営業のBtoC事業者

※申請者の所在地は、対象措置実施都道府県内

申請者 → 取引減 → 個人顧客

Y-2区分

- 申請者所在地:対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域
- 事業区分:主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う旅行関連事業者

旅行関連事業者

※申請者の所在地は、対象措置実施都道府県外で特に外出自粛等の影響を受けている地域

申請者 → 取引減 → 個人顧客

Y-3区分

- 申請者所在地:全国
- 事業区分:対象措置実施都道府県の個人顧客との継続した取引のある事業者全般

BtoC事業者

※対象措置実施都道府県の個人顧客との継続した取引が必要

申請者 → 取引減 → 個人顧客

Z-1区分

- 申請者所在地:全国
- 事業区分:直接、Y-1～3に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者

BtoC事業者※と直接取引

※対象措置実施都道府県の個人顧客との継続した取引を行っているBtoC事業者

申請者 → 取引減 → BtoC事業者

Z-2区分

- 申請者所在地:全国
- 事業区分:販売・提供先を経由して、Y-1～3に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者

BtoC事業者※と間接取引

※対象措置実施都道府県の個人顧客との継続した取引を行っているBtoC事業者

申請者 → 取引減 → 問屋等 → 取引減 → BtoC事業者

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-211-240

IP電話専用回線 **03-6629-0479** 受付時間 **8:30-19:00** (土日・祝日含む全日)

ホームページ

月次支援金 **検索**

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin>

本資料は、あくまで簡易的な給付要件等を示したものです。ホームページや申請要領等もよくご確認ください。